

(別紙 1)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調 剤 室 の 構 造		調剤室の面積	
主 たる 設 備	品 目	品 目	

- ※ 1 薬局の見取図を添付すること。
- ※ 2 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）に掲げるもの以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。